

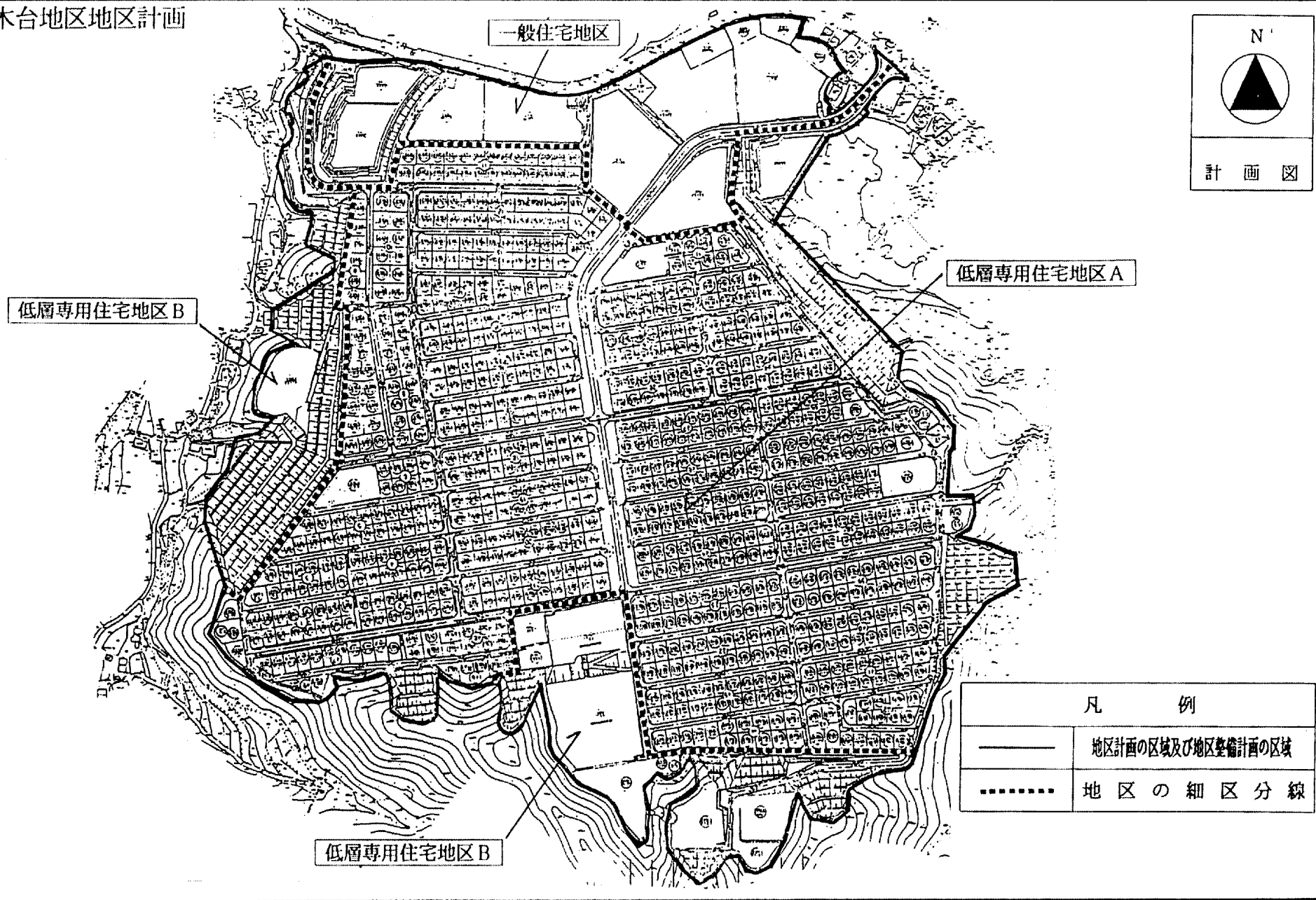
地区整備計画	建築物等に関する事項	かき又はさくは、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。 ただし、門柱、又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りではない。 1. 生け垣、地盤面からの高さが 1.2 メートル以下の網状その他これに類する形状のもの又はこれらを併用したもの 2. 網状その他これに類する形状のものとブロック塀その他これに類するものとを併用したもので、地盤面からの高さが 1.2 メートル以下で、かつ開放性を著しく妨げないもの
	土地の利用に関する事項	計画図に表示する林帯及び法面等は、良好な市街地環境を確保するために維持、保全し、かつ工作物の築造若しくは建築物の建築をしてはならない。ただし、公共の用に供するもの又は維持管理上やむを得ないと認められるもの等の築造若しくは建築についてはこの限りではない。

「区域及び土地の利用に関する事項（土地利用の制限）の区域は、計画図のとおり」

別表

(い)	<p>1. 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>2. 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>3. 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>4. 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。）</p> <p>5. 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。）</p> <p>6. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>7. 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。）</p>
(ろ)	<p>1. 郵便局で延べ面積が 500 平方メートル以内のもの</p> <p>2. 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、延べ面積が 600 平方メートル以内のもの</p> <p>3. 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>4. 路線バスの停留所の上家</p> <p>5. 次のイからチまでの一に掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条第 1 項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設</p> <p>ロ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第九号に規定する電気事業（同項第七号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する施設</p> <p>ハ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設</p> <p>ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>ホ 水道法（昭和 32 年法律 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>ヘ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第三号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>ト 都市高速鉄道の用に供する施設</p> <p>チ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設</p>
(は)	<p>パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品の製造を除く。）で、作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）</p>
(に)	<p>スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p>

可部勝木台地区地区計画



この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。